

## § 2 環境基本計画の推進

### 1 環境基本計画の概要

青梅市環境基本計画は、環境にかかる諸政策を総合的かつ計画的に推進するための、基本となる計画です。将来においても青梅市が住み良い環境を形成していくため、市民・市民団体・事業者・滞在者・市が協働して取り組むこととし、各主体の環境へのかかわり方を示しています。青梅市の環境特性を生かした環境と調和したまちづくりを目指しています。

この計画の策定に当たっては、約30名の市民が参加した「市民会議」が中心となって、庁内の検討組織と協働して平成17年3月に策定しました。

#### (1) 計画の位置付け

青梅市環境基本条例第8条にもとづき、青梅市総合長期計画を環境面から推進する計画として位置付けられます。

#### (2) 計画の対象とする範囲

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動の防止等による生活環境の保全、自然環境の保全、ごみ問題、資源の再利用、地球規模の環境問題に対応した地域社会からの行動、およびそれらを推進していくための組織づくり（情報提供、連携、教育など）を対象とします。

#### (3) 計画の期間

平成17年度から平成26年度（2014年）までの10年間とします。

#### (4) 計画を推進するに当たっての基本理念

環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

#### (5) 計画全体の望ましい環境像を支える5つの環境テーマ

青梅市環境基本計画の目標は、21世紀半ばを展望した20～30年後の「計画全体の望ましい環境像」とそれを支える5つの環境テーマ（緑、水、大気、ごみと資源、くらし）の望ましい環境像からなっています。

私たちは、5つの環境テーマで示された基本方針ごとの取組を進めることにより、望ましい環境像の実現を図っていきます。

#### (6) 計画全体と各環境テーマのキャッチフレーズおよび基本方針

美しい自然のふるさと青梅

緑...青梅の緑から地球の緑へ

- ・緑豊かな森林を守り、育てる
- ・身近な自然を守り、育てる

- ・恵み豊かな農地を活かす

- ・人と動植物との共生

水...流域市民を結ぶ水の生まれるまち

- ・豊かな水源を保全する

- ・清冽な水質・豊かな水量を守る

- ・地域に活きた親しめる川の復活へ

- ・人と水のかかわりを知る

大気...大気公害のない澄んだ空気と思いやりのあるまち

- ・化学物質汚染から大気環境を守る

- ・自動車による負荷から大気環境を守る

- ・生活環境における負荷から大気環境を守る

- ・地球環境に与える負荷から大気環境を守る

ごみと資源...創造に満ち溢れる循環型社会のまち

- ・持続可能な循環型社会を構築する

- ・生活環境保全のため廃棄物を適正に処理する

- ・地球温暖化防止対策を実践する

くらし...市民がつくる未来のふるさと = 循環と共生のまち

- ・こころの環境を育む

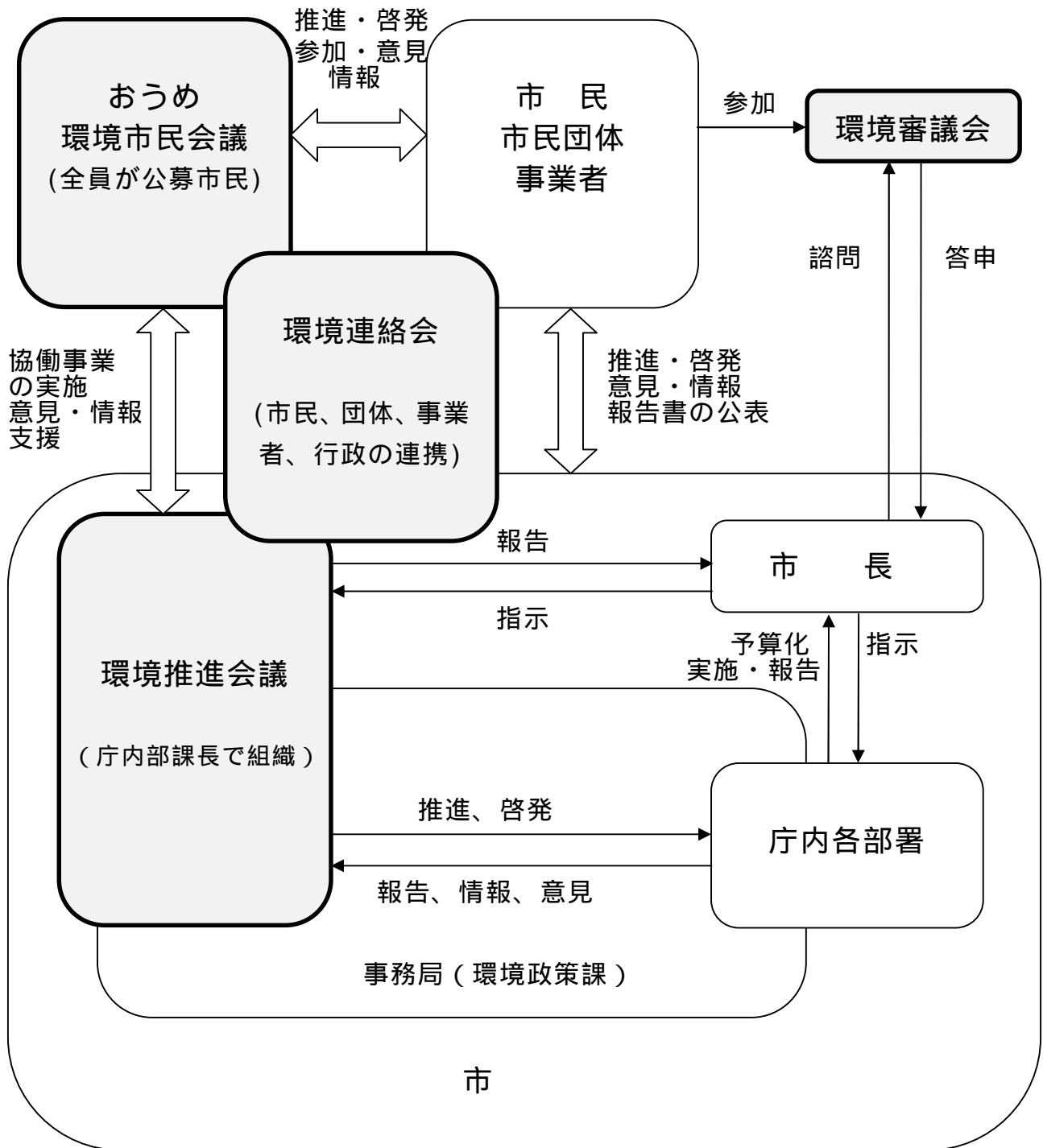
- ・いのちを活かすまち・ふるさとを育む

- ・環境のためのネットワークを共に創る

- ・循環型のくらしを目指す

- ・自然を育む文化・歴史を伝え創造する

## 2 環境基本計画の推進・進行組織



### 3 環境推進会議

#### (1) 目的

市の全ての課を横断する組織として、環境の保全・創造にかかる施策を推進し、計画の進行管理を通じて全体の環境マネジメントを行うとともに、環境市民会議等と連携して協働事業を行います。

#### (2) 役割

ア 各課で取り組む環境の保全にかかる施策・事業についての総合的な調整・推進と全職員に対する意識啓発

イ おうめ環境市民会議等の市民・事業者との協働事業の実施

ウ 周辺市町村や都、国などと協働して取り組む施策・事業の実施と青梅市から周辺市町村などに対する環境情報の発信

エ 各課で取り組む環境の保全にかかる施策・事業についての点検・評価

オ 施策・事業の点検・評価結果を、おうめ環境市民会議と連携し、環境報告書を作成

カ 環境報告書に対する市民、環境審議会等からの意見を踏まえ、次年度以降の年次計画に反映

#### (3) 青梅市環境推進会議設置要綱

ア 環境の保全等に関する施策について検討し、その円滑な推進を図るため、設置

イ 平成17年9月1日制定

ウ 庁内17名の部課長で構成

#### 4 おうめ環境市民会議

##### (1) 目的

市民と事業者の運営組織として、環境保全の普及啓発を推進するため、市民と事業者等の計画立案や、環境推進会議との協働事業の計画立案などを行います。

##### (2) 役割

ア 市民、事業者、滞在者などに対する環境保全の普及啓発、各主体が行う取組の計画立案・支援

イ 環境推進会議等の行政との協働事業の計画立案と点検・評価

ウ おうめ環境市民会議としての取組の実施とその点検・評価

エ 環境報告書にもとづく、市の施策・事業の実施、計画全体の進ちょく状況に対するの意見・提案

##### (3) 設立

ア 設立日 平成17年11月30日

イ 会員数 29名(平成22年4月1日現在)

##### (4) 活動状況

ア 定例会 12回

イ 臨時会 3回

##### (5) 協働による取組

ア おうめ環境ニュース発行(11月15日号)

発行日 平成22年11月15日

概要 環境基本計画推進の周知とともに協働事業の紹介を通じ、環境問題に対する市民意識の向上を促すことを目的として発行した。

イ おうめ環境フェスタ2010

開催日 平成22年6月13日

概要 青梅市環境基本計画の周知や、市民活動や教育活動による環境への取り組みの紹介・展示、講演会などを行った。

ウ 市民ボランティア講座「青梅の森を歩く」

開催日 平成22年12月23日、平成23年3月12日

概要 「青梅の森」に関心を持っていただき、今後、保全・整備事業を進める中で、ボランティアとして活動する市民の育成を目的に実施した。

## 5 環境審議会

### (1) 目的

市長からの諮問に対し調査審議の後、答申するとともに、環境報告書やそれに対する市民等の意見をふまえ、専門的見地から計画の点検・評価を行います。また、計画の推進や見直しにあたって市長に助言を行います。

### (2) 役割（青梅市環境基本条例第23条第2項に規定する事項）

ア 環境基本計画に関すること

イ 環境への配慮に関すること

ウ 環境の保全等についての基本的事項に関すること

### (3) 青梅市環境審議会規則

ア 青梅市環境基本条例（平成14年青梅市条例第34号）第23条第6項の規定にもとづき、青梅市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織および運営に関する必要な事項を定めたもの

イ 平成14年7月20日施行

ウ 公募市民、各種団体等の代表、事業者、学識経験者、関係行政機関の職員15名以内で構成

### (4) 開催状況

第1回 平成22年11月19日

ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置の防止ならびに路上喫煙の制限の条例化施行後の経過報告等について

第2回 平成23年3月29日

産業廃棄物処理施設の設置等にかかる条例の制定について（諮問）

## 6 青梅市環境連絡会

### (1) 目的

地球温暖化対策を始めとする様々な環境問題に対し、積極的な取り組みを行っている様々な主体が一堂に会し、情報の共有化、新たな協働体制の確立など、今後の環境保全活動の更なる発展を目指す連絡調整の場です。

### (2) 役割

ア 基本計画および取組内容の共通理解と周知に関すること

イ 取組内容の実施主体相互間との連携の確保と情報交換に関すること

ウ その他基本計画の推進に関し、必要と認められる事項に関すること

### (3) 登録団体数

18団体（平成22年4月1日現在）

### (4) 開催状況

ア 第1回 平成22年7月21日

イ 第2回 平成22年11月24日

### (5) 取組事業

ア みんなで打ち水

実施日 平成22年8月11日

イ クール・ビズ運動

実施期間 平成22年7月～平成22年9月

ウ ウォーム・ビズ運動

実施期間 平成22年12月～平成23年3月

エ クールアース・デー

実施日 平成22年7月7日

オ エコドライブ運動

実施期間 通年

# 青梅市環境基本計画 平成22年度 市の取組一覧

- ・・・平成22年度中に実施（前年度以前から実施している場合を含む）
- ・・・調査・検討段階
- ・・・未着手

テーマ				
	基本方針			
	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無	
緑	(1) 緑豊かな森林を守り、育てる	ア 植林地の管理と保全		
		1 森林の保全	造林や間伐に対する補助金交付事業を継続実施します。	
			水源林の維持管理・保全に取り組みます。	
			手入れの行われていない森林を対象に森林再生事業を推進します。	
			松くい虫の防除対策を継続実施します。	
			森林保全リーダーを養成していきます。	
			スギ・ヒノキと広葉樹との混交林化を推進します。	
			森林に対する環境保全のための、支援制度について検討します。	
		2 森林保全ネットワークの構築	ボランティアやNPO活動の拠点となり、市民の交流の場ともなる施設を検討します。	
			森林ボランティア活動のPRを行います。	
	イ 林業の振興			
	3 地域木材の使用の拡大	市庁舎等の市の施設には、地域木材の使用に努めます。		
		地域木材の使用をPRします。		
		小・中学校で使用する木製品には、地域木材の使用に努めます。		
		間伐材の利用方法について検討し、間伐材の利用を推進します。		
		木工のための機材や道具を用意し、市民が木工体験などを行えるような施設の整備に努めます。		
		地域木材を使用した木工の体験・販売施設を検討します。		
	4 林業後継者の育成	林業従事の人材の育成と確保に向けた担い手育成事業を推進します。		
	(2) 身近な自然を守り、育てる	ア 身近な自然の保全・育成		
		5 緑のネットワークづくり	保全区域・保存樹木等の指定により、緑のネットワーク化が行えるように努めます。	
自然地における一定規模以上の開発等については、環境配慮指針を策定し、指導していきます。また、事業者が市民に説明する公開の場を設けるよう指導する等情報の公開に努めます。				
公園・緑地の整備にあたっては、計画段階から市民と協働で取り組みます。				
緑地を担保するため、所有者の理解を得て、緑地保全区域等の指定に努めます。				
市街化調整区域内の緑の保全の方針を明確にし、開発等から緑を保全していく施策に取り組みます。				
イ 市街地の緑の保全と創出				
6 緑の生活空間の創造		公園緑地の整備を進めます。		
		市の施設の緑化に努め、できるだけ在来の草花を植えます。		
		大径木を含む街路樹を維持し、美しい町並みを創出します。		



テーマ					
	基本方針				
	取組の方向性				
	具体的施策	市の取組	実施の有無		
緑	(3)	恵み豊かな農地を活かす	ウ 自然に親しむ場所の創造		
			7 自然に親しむ場所の創造	自然環境に配慮した遊歩道・ハイキングコースの整備を行います。 環境教育が推進できるような森を整備します。 グリーンマップを作成します。 森の木や街路樹にネームプレートをつけるなど、市民が自然環境に興味を持ち親しめるような取組を行います。 広場・公園・市の施設、園路などには、天然素材をなるべく使用します。	
			ア 農地の保全		
			8 遊休農地や使われなくなった谷戸田の活用	市民農園等、市民が農業とふれあえる場所を拡充していきます。 学校農園を拡充していきます。 遊休農地や谷戸田を利用した農業体験・農業学習施設(アグリパーク)を整備します。	
			9 農地の保全	効率的な農地利用が図れるように基盤整備を行います。	
	(3)	恵み豊かな農地を活かす	イ 人や環境に優しい農業の推進		
			10 環境負荷の少ない持続的農業の推進	環境に優しい農業の推進をPRします。 事業者や農業団体、都や国と協力し、循環型農法・有機農法の推進に取り組めます。	
			ウ 農業の振興		
			11 地産地消の推進	交流型農業・観光農業の推進に取り組めます。 事業者等と協力し特産物の開発に取り組めます。 地元産の農産物の販売促進に取り組めます。 地元産の農産物の学校給食などへの使用を推進します。	
			12 農業の担い手の確保	農業の後継者育成の取組を行います。	
	(4)	人と動植物との共生	ア 多様な動植物を育む自然環境の保全		
			13 地域の生態系の保全	市民・事業者と協働して自然環境調査を行い、在来生物の種の数を確保するため市独自のレッドデータブックの作成・動植物の保護区域・保護動植物の設定を検討します。 外来種問題、光害の調査・対策に取り組めます。 獣害の調査・対策に取り組めます。 動物の移動経路を確保する緑の回廊づくりに努めます。 生態学調査にもとづいた開発のガイドライン等の作成に取り組めます。 水源地域を保全する施策に取り組めます。	

テーマ				
	基本方針			
	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無	
水	(1) 豊かな水源を保全する	ア 水源域環境の保全		
		1 広葉樹林化による水源涵養	混交林化に取り組みます。ボランティア活動を支援します。	
		イ 湿地・池・地下水・湧水・井戸などの保全		
		2 地下水利用状況の調査の実施	事業者の地下水使用量を調査します。	
		3 湧水マップ作成	湧水マップ作成のボランティア活動を支援します。	
		ウ 貴重で限りある水資源の有効活用		
		5 雨水の活用	学校、公共施設で雨水を活用します。	
		6 節水の励行	節水に取り組む呼びかけを行います。	
			節水方法の具体例を示し、実践の記録が記入でき、目標に向けての点検ができるようなパンフレットを作成、配布します。	
		7 地下水の涵養と河川への負担軽減	道路の透水性舗装、浸透ます等の普及を促進します。	
			雨水の浸透に関して、市民の設備設置に対し、一部の地域には補助を行います。	
		(2) 清冽な水質・豊かな水量を守る	ア 水源域の保全	
	8 水源域の保全		環境を優先した施策を行い、保全に努めます。	
水源域マップの作成に努めます。				
イ 生活排水・事業所排水の改善				
9 下水道未普及地域への対応	下水道整備の促進、各種排水処理に関し、多摩川流域自治体と情報交換・交流を進めます。			
10 農薬や化学物質などによる水質汚染の防止	化学物質等の水質汚染調査を定期的に行います。			
	地下水、川などの汚染源の対策と指導を行います。			
11 排水の工夫	合併処理浄化槽設置に伴う資金補助を実施します。			
ウ 地下水汚染の防止				
12 土壌汚染対策	不法投棄のパトロールを行います。			

テーマ				
基本方針				
取組の方向性				
	具体的施策	市の取組	実施の有無	
水	(3) 地域に 活きた 親しめる 川の復活へ	ア 清流の復活と水生生物の保護・育成		
		13 ごみの不法投棄防止対策	河川への不法投棄物に対しては、すみやかな対応を行います。	
		14 水生生物等の保護	市の施設に青梅の水生生物を展示し、保護・育成への取組を訴えます。	
		15 水辺の動植物の調査	水生生物等を調査し、絶滅危惧種などの保護を検討します。	
		イ 河川の生態系の維持		
		16 鵜などへの対策	川鵜対策について検討します。	
		17 鮎などの魚の遡上を促す魚道の整備への働きかけ	全国や多摩川下流の解決例を調査し、鮎等の遡上ができるよう魚道の設置を国や都に働きかけます。	
	ウ 自然と親しめる水辺の再生と創出			
		19 子どもが水辺で自然と触れ合うことのできる場の提供	河川環境の改善について、国、東京都と連携して取り組みます。 河川で遊ぶことができる場所について、市民や子どもたちの声が反映されるよう関係機関に働きかけます。 河川のコンクリート等を見直し、調和のとれた河川環境にしていきます。 子どもが水辺等で親しめる施設、遊歩道の整備に関する要望を具体的実現に向け検討します。	
		20 多摩川などで活動する市民団体の育成	河川の保全を進める市民団体等の活動を支援します。	
	(4) 人と水のかかわりを知る	ア 水源地意識の確立		
		22 水辺の学習	飲み水の「循環」について、環境学習の項目に取り入れます。	
		イ 水環境の向上に向けた広域的取組		
24 周辺の自治体・市民団体との連携		水環境の向上に向け、自治体や市民団体と連携して、保全事業に取り組みます。		
ウ 市民と市の協力による目標の設定と達成				
	25 親しめる水環境指標の作成	市民ボランティアを含めて指標を検討します。		

テーマ				
	基本方針			
	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無	
大気	(1) 化学物質汚染から大気環境を守る	ア ごみ等の自家焼却によるばい煙等の削減		
		1 自家焼却や野焼き等の規制の徹底	ごみ等の自家焼却に関する規制を徹底します。 剪定枝等は資源化を推進し、自家焼却の防止に取り組みます。	
		イ ごみ処理施設の適正な管理		
		2 ごみ排出量の削減	抜本的なごみ減量対策の実施に向けて努力します。 当面市民1人1日100gのごみ減量に向けて、ごみ処理の現状等について、市民・事業者等を対象として講座を展開するとともに、減量についてアイデアを募集し、協力を要請します。	
		ウ 事業所などによる大気への負荷の削減		
		3 事業所などからの有害物質排出量の抑制	事業所などの大気汚染物質について、状況の把握と事業者への指導を行います。	
		4 大気汚染防止設備の充実	大気汚染防止設備の改善に当たっては助成を行います。	
		(2) 自動車による負荷から大気環境を守る	ア 道路とその道路周辺環境の改善	
			5 徒歩や自転車の活用	徒歩および自転車の利用促進のキャンペーンをします。
	6 駐輪場や道路の整備		自転車の活用が進むよう、道路を整備します。	
	7 街路樹の植栽		街路樹を保全して、交通環境を整備します。	
	8 圏央道や一般道路の騒音および大気汚染対策		道路の騒音および大気汚染対策に取り組みます。	
9 トラック等の運搬車両の粉じん防止対策	トラック等を原因とする粉じん被害の防止に取り組みます。			
イ 自動車所有者の責務				
10 マイカーの使用を控える	市職員の通勤時のマイカー使用を制限します。			
11 ノーカーデーの推進	広報などを通してノーカーデーなど、車の使用を控えるように呼びかけます。 自動車による大気汚染のメカニズムを事業者・市民に知らせます。			
12 低公害な車の導入推進	公用車は率先して低公害車へ切り替えます。			
14 事業車両の効率的な運用	公用車の適正な運用を行います。			
15 駐停車時のアイドリングストップの徹底	アイドリングストップの重要性を周知します。			
17 大型車両運転者への啓発	大型車両運転者へ啓発活動や広報を実施します。			
ウ 公共交通機関の整備と利用促進				
19 公共バスの低公害車化	バスの事業者到低公害車化を要望します。			
20 鉄道・公共バスの増便推進と交通網の充実	コミュニティバスの運行など、交通網整備を検討します。			
21 公共交通機関活用の積極的広報	公共交通機関の利用促進を図ります。			

テーマ				
	基本方針			
	取組の方向性		実施の有無	
	具体的施策	市の取組		
大気	(3) 生活環境における負荷から大気環境を守る	ア 分煙意識の確立		
		22 非喫煙者の健康への配慮	喫煙者のマナーアップや健康への影響について広報します。	
			公的施設での分煙を徹底します。	
			歩行禁煙などの条例化を検討します。	
		イ シックハウス対策の徹底		
		23 有害物質の使用制限	市民や事業者へ、シックハウス・シックスクール等の影響について知らせます。	
			公共施設においては、シックハウス対策資材を使用します。	
		ウ 悪臭等の防止対策		
		24 発生源の究明と防止対策	関係機関と連携し迅速な対応を行います。	
			悪臭防止対策を行います。	
		エ 花粉症対策の推進		
		25 針葉樹林の適正管理 26 広葉樹林の割合を増やす	山林の適正管理と広葉樹林化について、山林所有者の働きかけと助成を行います。	
			オ 騒音・振動・粉じん・光害の削減	
		29 建設・解体工事等の騒音・振動防止、粉じん防止対策	騒音・振動・粉じん等について、被害状況を発生原因者に知らせ、具体的な改善策を指導します。	
低騒音・低振動の建設機械を使用するよう指導します。				
30 光害の抑制	光害について、調査と対策に取り組みます。			
	電磁波について情報提供します。			
カ 大気環境調査				
31 測定ポイントの充実	(大気)継続的な調査、連続的なデータの蓄積を行います。			
	調査データの分析を行い、問題があれば対策に取り組みます。			
キ 目標の設定 (良い環境を守ることを目標とした青梅独自の大気の基準を、地域的な特徴を考慮して設けます)				
32 目標の設定	(青梅市独自の大気の基準を)市民、事業者等からの意見を聞いて検討します。			
大気	(4) 地球環境に与える負荷から大気を守る	ア 地球温暖化防止への取組		
		33 化石燃料の削減と新エネルギーの利用促進	自動車および事業者からの温室効果ガス発生抑制の啓発をします。	
			公共施設における省エネルギー化および新エネルギーの利用促進に努めます。	
		34 省エネルギーへの取組	省エネルギーのための啓発支援を行います。	
			35 緑地の拡大	市全域における緑地の保全に努めます。
イ オゾン層破壊の防止				
36 フロンガスをはじめとするオゾン層破壊物質の拡散防止	オゾン層破壊物質の使用禁止の広報に努めます。			

# 青梅市環境基本計画 平成22年度 市の取組一覧

- ・・・平成22年度中に実施（前年度以前から実施している場合を含む）
- ・・・調査・検討段階
- ・・・未着手

テーマ					
ごみと資源	基本方針				
	取組の方向性				
		具体的施策	市の取組	実施の有無	
	(1) 持続可能な循環型社会を構築する	ア 資源の節約とごみゼロ社会に向けての取組			
		2	ライフサイクルアセスメントの実行	公共施設建設には、ライフサイクルアセスメントを取り入れます。	
		3	廃棄物の削減	廃棄物の削減目標を市民・事業者とともに定め、減量に取り組みます。	
				拡大生産者責任の強化を国や都、事業者に呼びかけていきます。	
				収集したごみの資源化を推進します。	
		4	リサイクルネットワークの構築	民間事業者が誰でも参加できるようなリサイクルのネットワーク体制を作ります。	
		5	廃棄物の処理・リサイクルにかかる費用の認識	市内で発生するごみの質・量・処理やリサイクルにかかる費用をわかりやすく公表します。	
		イ 4Rの推進			
		6	グリーンコンシューマー運動の推進	グリーンコンシューマー運動推進のための情報提供を行います。	
		7	リフューズ・リデュースの推進	マイバッグ持参運動を推進します。	
	8	リユース・リサイクルの推進	リターナブル・リサイクル製品を購入・使用します。		
			ごみ減量協力店を取り上げ、広報します。		
			修理・リフォーム・再商品化技能者への支援を行います。		
			資源の集団回収を奨励します。		
	9	プラスチックの再利用・再資源化	プラスチック容器包装類の再資源化を図ります。		
	10	フリーマーケットの推進	フリーマーケット等の機能を充実し、開催を推進します。		
	ウ ごみ処理施設を必要としない社会の形成				
11	できるだけ環境負荷の少ない処理方法の研究・実践	ごみの資源化を推進し、焼却ごみを減らします。			
		サーマルリサイクルを含め、プラスチック類の全量リサイクルを推進します。			
	12	市内で処理可能なごみの処理方法の検討と実施	リサイクルや処理方法に関するネットワーク運動を支援し地域内処理のしくみづくりを検討します。		
13	生ごみ等の資源化の検討	生ごみ、剪定枝等の資源化を推進します。			
(2) 廃棄物を生活環境に処理保全するため	ア 適切なおごみの排出ルールの確立				
	14	ごみの排出ルールの厳守	排出ルールの徹底に取り組みます。		
	15	タバコやごみのポイ捨て防止	タバコやごみのポイ捨て禁止について、市民への啓発活動を進めます。		
			道路の植え込みや公園等へのポイ捨てごみなど、適切に管理を行います。		
	16	観光ごみの持ち帰り	観光ごみの持ち帰り運動を推進します。		
17	不法投棄の防止	定期的な不法投棄パトロールを強化します。			

テーマ				
	基本方針			
	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無	
「ごみと資源」	(2) 物を生活適正環境に処理保全するため廃棄	イ 不法な野焼きや不適当な焼却炉による焼却禁止		
		18 不法な野焼き、不適当な焼却炉による焼却の防止	不法な野焼き、不適当な焼却炉による焼却の取り締まりと周知に努め、法令の指導を行います。	
		ウ 有害物質の適正な処理		
		19 有害化学物質等の適正な管理	有害化学物質などの情報収集と対策を進め、調査の内容を市民に提供します。	
		エ 産業廃棄物等の適正処理		
		21 建設発生土の適正処理	不法投棄の実態を把握し、対応していきます。 建設発生土の活用について、運用・指導を行い、事業者間でスムーズに活用できるようにします。	
	(3) 地球温暖化防止対策を実践する	ア 省エネルギーの取組		
		22 ライフスタイルと生活意識の転換	地球温暖化対策実行計画を進めます。	
			市民のライフスタイル見直し、省エネ活動のための情報提供として、環境家計簿等市民向けパンフレットを作成します。	
			省エネルギーの取組を進めるための環境学習を企画・開催します。	
4Rのしくみづくりの検討と実施を進めます。				
23 環境負荷の少ない製品の製造と購入		公共施設で目標値を設定し、省エネを実践します。		
		グリーン購入を推進します。		
24 公共交通機関の利用促進		市民のために、「環境にやさしい」という観点で見た、具体的な商品や企業の情報を提供します。		
		公用車の使用、通勤用の自家用車の使用を減らし、公共交通機関を利用します。		
		コミュニティバスなどの運行を検討します。		
イ 新エネルギーの利用推進	アイドリングストップ運動を推進します。			
	27 自然エネルギーの導入	公用車などで、新エネルギー利用車を導入します。		
		新エネルギーの導入を推進します。 市民団体や事業者にも新エネルギーの導入を支援します。		
	28 木質バイオマスの利用	木質バイオマスなど新エネルギーの普及・促進に努めます。		
30 新エネルギーの技術を用いた自動車の導入				
ウ ごみ焼却による二酸化炭素発生抑制				
31 ごみの発生抑制と徹底分別	ごみ減量の取組をより進め、発生抑制のしくみづくりを進めます。			
	ごみの減量・分別に関する広報を行います。			
エ フロンガス等の回収の徹底				
32 フロンガス等の回収の徹底	フロン使用製品の適正処理を指導します。			
オ 地球温暖化防止対策を実践するための取組				
33 推進システムの構築	推進システムを構築します。			

テーマ			
	基本方針		
	取組の方向性		
	具体的施策	市の取組	実施の有無
境（を）を育む環境	ア	人や生き物を思いやるこころを育む	
		1 自然の豊かさ、尊さを知る	ビオトープなどの講座を開きます。
（２）いのちを活かすまち・ふるさとを育む	ア	やすらぎのある地域づくり	
		5 自然豊かなユニバーサルデザインの公園の設置	市民参加により、地域のケアを検討します。
		6 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。
	イ	風土と調和したまちづくり	
		7 自然と調和したまちなみの保全	自然と調和したまちなみを保全し、まちなみ保全に取り組む市民団体を支援します。
		8 無秩序な開発の防止	市民参加、説明責任、情報公開の合意形成の仕組み作りに取り組みます。
		9 里山の風景、農のある風景の保全	里山保全制度について検討します。
		10 緑の回廊の保全	つながりのある緑地を残し、増やす仕組みを作ります。
	ウ	環境にやさしい商店街の推進	
		11 環境にやさしい活気のある商店街づくりの推進	地場産農産物・安全な食材を公共施設で率先して使用します。 空き店舗対策を行います。
		12 環境負荷の少ない商品の普及	環境負荷の少ない商品を取り扱った店舗を紹介するガイドを作成します。
	エ	歩行者が安心して歩けるまちづくりの推進	
		13 歩道やジョギングコース等の整備	安心して歩ける道を整備します。
		14 ダンプカーの通行マナーの向上	ダンプなどの大型車両の通行マナーの向上に努めます。
	15 道路工事における安全配慮	歩行者に配慮して道路工事を行います。 電線類の地中化を推進します。	
オ	くらしやすさと環境のためのマナー		
	16 ごみのポイ捨ての防止	ごみのポイ捨てや歩きタバコなどの迷惑行為を規制する条例を検討します。	
	17 たばこの分煙の徹底	ごみのポイ捨てや歩きタバコなど迷惑行為をしないよう広報します。	
（３）環境のためのネットワークを共に創る	ア	パートナーシップの充実	
		21 市民の意見の市政への反映	全庁的な環境政策の推進を図ります。 政策立案段階からの市民参加の仕組みをつくります。
		22 環境情報の発信・共有化	ホームページを充実させ、市民と市の双方向の意見交換の仕組みをつくります。 窓口やインターネットで環境情報をすぐ閲覧できるようにします。
	イ	地域に根ざした環境への取組	
		23 子どもの視点の尊重	子どもエコグループの活動を支援します。
		24 学校給食のあり方の検討	学校給食に親子の声を反映できる仕組みを検討します。
		25 NPOなどへの支援	NPOなどの支援を行います。
		26 市民参加によるまちづくりの推進	市民によるまちづくりを支援します。



テーマ				
(4) 循環型のくらしを目指す くらし	基本方針			
	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無	
	(4) 循環型のくらしを目指す くらし	ア 環境にやさしい豊かなくらしの実現		
		27 環境汚染につながるものは使わない	市民農園制度を充実します。	
			市民の健康と環境の関係について把握し、情報提供に努めます。	
		イ 地産地消の推進		
		30 学校給食の食材として地元産の農作物の積極的な採用	公正で持続可能な地場農林産物の流通システムづくりに取り組みます。	
		31 食料自給率や木材自給率の向上	持続可能な農林業への効率的な支援体制づくりに取り組みます。	
		ウ エネルギーの使用量削減・自然エネルギー化		
		32 環境家計簿、環境会計の実施	グリーン購入を公共施設で推進し、市民や事業者に対する啓発を行います。	
			環境家計簿や環境会計の普及に努めます。	
		33 地域固有のエネルギーの利用促進	地域エネルギービジョンを策定します。	
		エ ごみの出ないくらしづくり		
		35 ごみの出ないくらしの推進	ごみの出ない自治体を目指し、ごみ処理関連施設の見学会を実施します。小中学生を対象として環境教育の中で見学会を実施します。	
(5) 歴史を伝える文化・自然を育む文化	ア 芸術・文化の創造と生活技術の伝承			
	36 芸術文化を楽しむ場の充実	芸術・文化活動に対して積極的に支援します。		
	37 地域文化・生活の知恵の伝承	文化や生活技術などを記録し、伝承します。		
		市外の人へ郷土の文化をを広く伝えます。		
38 地域の歴史の学習と伝承	昔話や民話・物語を、後の世代に伝えます。			

テーマ				
	基本方針			
	取組の方向性			
	具体的施策	市の取組	実施の有無	
基盤となる共通項目  (2) 市民・市民団体・市・事業者が協力体制を組む  (3) 全市民が環境について学ぶ体制を整える	(1) 「環境のまち宣言」への取組			
	ア 「環境のまち宣言」の推進			
	1 「環境のまち宣言」への取組	「環境のまち宣言」の宣言内容を市民・市民団体・事業者と協働して検討します。		
	ア 市民、市民団体、市、事業者の協力体制の確立			
	2 市民、市民団体、市、事業者の協力体制の確立	市民参加型の環境行政を推進します。		
		関連する全ての部署が連携して環境対策にあたります。		
		自治会など市民団体と常に連携を図ります。		
		市民・市民団体および事業者の協働を積極的に支援するため、協力体制をとります。		
		市民や市民団体からの意見・要望などを尊重し、市政に活かすよう努力します。		
	3 大学など学術機関との連携による環境づくり	市民・市民団体とともに、大学等の学術研究機関との連携を働きかけ、環境施策を推進していきます。		
	ア 市民意識の向上			
	4 青梅の自然の学習と保全	様々な環境学習を実施します。		
		環境意識向上のために、庁内で率先して環境学習に取り組み、各部署間での連携を強化します。		
		環境学習のフィールドを確保します。		
	5 環境問題の現状調査と結果の公表	環境を調査して市民に情報公開し、問題があればすみやかに解決策を検討します。		
6 ごみ問題の認識	ごみに関する情報を繰り返し広報し、周知徹底を図ります。			
7 省エネルギーの学習	環境負荷の少ない消費活動ができるよう、学習会を催したり、わかりやすいパンフレットをつくります。			
8 公共施設などでの環境先進的な設備の導入	公共施設などで、率先して環境配慮型の設備や新エネルギー利用のシステムを導入し、広く市民にアピールします。			
イ 学校教育、日常の市民生活の中で環境を考え、保全活動を推進する				
9 環境教育・環境学習の充実	学校教育や生涯学習における環境学習を推進します。			
10 環境学習プログラムの充実	市民や事業者等と協働し、青梅市内の問題から地球規模の現状と課題をふまえた、幅広い環境学習プログラムの実施に努めます。			
	青梅の自然環境の特徴、歴史や文化を活かした学習プログラムをつくります。			
	職員研修により、環境学習に力を入れます。			
ウ 環境学習・環境活動の拠点の設置				
11 環境活動センターなどの設置	環境学習や環境ボランティア活動に関する情報を収集し、情報提供をするようにします。			
	市民や市民団体と協力して、環境学習拠点や野外の活動拠点づくりに取り組みます。			
	木材を活かすなど、青梅独自の教材作りに取り組みます。			
エ 環境学習リーダー等の育成				
12 環境学習リーダー等の育成	環境リーダー講座を催して、市民らに呼びかけ、環境学習の担い手として育てます。			
	環境保全や環境改善活動に、リーダー等とのパートナーシップを図ります。			

8 環境基本計画環境目標達成値（平成22年度）

指標	現況値	目標値	達成値
森林面積	6,455ha	6,455ha	6,455ha
経営耕地面積	361ha	321ha	230ha
河川（市内各地点）の BOD 環境基準達成率	75% （平成15年度）		100% （平成22年度）
二酸化硫黄濃度（市役 所屋上）	0.003ppm （平成15年度）	現況値以下	0.002ppm （平成22年度）
大気中ダイオキシン 類濃度（市役所屋上）	0.029～0.043 Pg-TEQ/m <sup>3</sup> （平成15年度）	現況値以下	0.020～0.032 Pg-TEQ/m <sup>3</sup> （平成22年度）
主要交差点における 二酸化窒素の測定値 （ppm）	0.012～ 0.025ppm （平成15年度）	現況値以下	0.011～0.027ppm （平成22年度）
主要道路における騒 音の測定値（dB）	51～71dB （平成15年度）	現況値以下	52～71dB （平成22年度）
市民1人1日当たり の一般廃棄物排出量	880g （平成15年度）	760g以下に 減らす	775g （平成22年度）